

★羽柴秀吉書状

【釈文】

態申候、仍信雄  
就在大坂、女房  
衆以下近日可  
被相越之由候間、  
其方之家先

かこい候て、置可申候、

則明日より内

造作等申付候間、

可被得其意候、此

方<sub>ニ</sub>道具以下

在之者、母者之

被居候所へ先

可被越置候、猶<sub>レ</sub>

追々可申候、謹言、

（日付・差出欠）※天正十三年（一五八五）二月頃

（羽柴秀長）  
美濃守殿

【読み下し】

わざと申し候。よつて信雄在大坂につき、女房衆以下近日相越さるべきの由に候間、そなたの家先<sub>ま</sub>ずかこい候て、置き申すべく候。則ち明日より内の造作等申し付け候間、こなたに道具以下これあらば、母者の居られ候所へ先ず越し置かるべく候。なお追々申すべく候。

【現代語訳】

信雄が大坂に来るのに合わせ、女房衆（夫人たち）も（大坂に）来るとのこと。とりあえずは、お前（秀長）の家を修築して滞在させておけ。明日から（秀長邸の）内装工事をさせるので、そのつもりでいるように。もし（滞在用の）調度類がこちら（秀吉のいる本丸）にある（秀長邸にない）ということならば、まずは（一時的に）（同じく本丸にいる）「母者」の所に滞在させるように。

★木下吉隆書状

【釈文】

御若君様、二歳<sup>ニ</sup>ならせられ候を御主<sup>ニ</sup>なされ候へと、昨日被仰出候、こほり山悪所候間、多聞へ城を可被成御引由候、若公様ハ和州へハ無御座候、伏見殿下様の御殿、御母儀を□そへられ候て、可被為置之由候、恐惶謹言、

卯月廿七日

(花押)

貴札殊兩種御樽二被懸御意候、名酒色々忝存候、賞翫可仕候、御下向之由承候へとも、不得隙候間、無音仕候、令迷惑候、随而和州之儀、国主無之候者、皆々可迷惑候間、不便<sup>ニ</sup>思召候条、殿下様之

(端裏ウハ書)

(墨引) 輝元様 貴報

吉隆

※この行を切り取って奥に貼る

文禄四年(一五九五)

※秀次の息子を秀保の跡に据えようとしていた。

【読み下し】

貴札、ことに兩種御樽二御意に懸けられ候。名酒色々忝く存じ候。賞翫仕るべく候。御下向の由承り候へども、隙を得ず候間、無音仕り候。迷惑せしめ候。随つて和州の儀、国主これ無く候わば、皆々迷惑すべく候間、不便に思し召し候条、殿下様の御若君様、二歳にならせられ候を、御主になされ候へと、昨日仰せ出され候。郡山悪所に候間、多聞へ城を御引きなさるる由に候。若公様ハ和州へは御座無く候。伏見、殿下様の御殿に、御母儀を□そえられ候て、置かせらるべきの由に候。恐惶謹言。

【大意】

秀保が亡くなり、大和は国主がいなくなつて、皆困るとのことなので、「殿下様(＝秀次)」の若君(二歳)を大和の国主にする、昨日(秀吉が)仰せられました。ただ、郡山は「悪所」なので、城は多聞山に移動せよとのこと。また若君は大和にはおかず、伏見の殿下様の御殿に(若君と)母親を一緒に置いておけとのことです。

※二通とも『堅田文書 一八』(貴05—1—18)